

# 農業委員会 だより



本年度2回目の農地パトロール。無断転用や遊休農地の現況把握、転用許可後の履行状況を調査しました

## 農地パトロールを実施

### 遊休地の増加が目立つ

八月二十日、町農業委員会では本年度二回目となる農地パトロールを実施しました。同パトロールは、無断転用や遊休農地の現況把握、転用許可後の履行状況などの調査を目的に定期的に行っているもので、農業委員十四人と事務局職員二人が町内全域を巡回しました。調査の結果、農地に雑木や雑草が繁茂している遊休農地が各所に見受けられました。

遊休農地の増加は雑草による病害虫の発生が近隣農地へ悪影響を及ぼすなど、さまざまな問題を引き起こすだけでなく、景観形成や生態系の保護など農地の持つ多面的な機能の喪失にもつながりかねません。このことから、農業委員会では今後、遊休農地の実態を踏まえ、所有者の意向調査や遊休農地台帳の整備をしていく予定です。

なお、農地パトロールなどで判明した無断転用者や許可目的外の転用者に対しては、農業委員会での協議を踏まえ、個別指導を行っていきます。

### 転用には許可が必要

農地転用とは、農地(田、畑)を農地以外の目的に使用するため

めに現況を変えることです。例えば、農地に宅地を造成して住宅を建てたり駐車場に利用したりすることや、植林する場合などが挙げられます。

農地は、昔から人々が培ってきた「貴重な財産」です。この農地が無秩序に農地以外のものになれば周辺の環境や農業振興に大きな影響を与えます。そこで農地法では農地を守るため、農地などの転用については、知事または農林水産大臣の許可を得ることにしており、違反者に対しては原状回復などの命令や厳しい罰則規定まで設けられています。

たとえ自分の所有する農地であっても許可を得なければなりません。登記簿上で農地以外の地目になっていても、実際に農地として使っている場合や、資材置き場、土砂置き場などとして一定期間(三年以内)利用する場合でも農地の転用許可が必要となります。

また、農地を耕作目的で取得(売買、貸借)する場合には、

農業委員会の許可が必要です。たとえ農地について売買(貸借)契約を締結し、対価を支払ったとしても、農地法の許可が受けられないと所有権の移転登記などをすることができません。契約するときには、このことを十分理解した上で行うことが必要です。

なお、自分の農地保全または利用上必要な施設(耕作用の道路、用排水路、土留工、防風林など)に転用する場合は、面積に関係なく許可は必要ありません。温室や畜舎、作業場など農業経営上必要な施設に転用する場合には、その面積が二町(二百平方尺)未満であれば許可の必要はありません。

### 農用地区域の確認を

農用地区域とは、農業振興地域内でも特に農業上の利用に供されるべき土地で、地番ごとに指定されています。農用地区域に指定されている農地は原則的に転用が認められませんので、申請する農地が農用地区域に含まれているかどうかを事前に確認しておく必要があります。

▽問い合わせ 町農業委員会事務局(☎82-3111内線239)へお気軽にお尋ねください。